

船舶事故調査報告書

平成25年10月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年1月20日（日） 11時50分ごろ
発生場所	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎漁港南東方沖 茅ヶ崎市所在の茅ヶ崎港南防波堤灯台から真方位116°2,600m付近 （概位 北緯35°18.2′ 東経139°25.5′）
事故調査の経過	平成25年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ヨット 潮路五世、9.7トン 235-27423 静岡、個人所有 11.10m (Lr) × 3.82m × 1.82m、FRP ディーゼル機関、26kW、平成3年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月14日 免許証交付日 平成24年9月28日 （平成29年9月27日まで有効） 同乗者A 男性 65歳 同乗者C 女性 48歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者C）
損傷	センターボードに擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか同乗者11人が乗り組み、船首約2.8m、船尾約2.8mの喫水により、船長が、船尾にある舵輪の右舷側の長椅子船首寄りに腰を掛け、同乗者Aを操舵に当たらせ、茅ヶ崎市姥島から南南西方約1,500mで右回頭し、帆を上げて主機を始動して約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ）で北進した。 船長は、立った姿勢で操舵に当たっていた同乗者Aに姥島の北を約600m離して東方に向けて通過し、神奈川県藤沢市所在の江ノ島灯台方向へ向かうように指示した。 本船は、姥島を右横に見て徐々に右回頭を開始して同島の北方約600mを通過した。

	<p>船長は、同乗者Aに本船を江ノ島灯台方向へ向けるように指示していたので、本船が東方へ向けて航走していると思っていた。</p> <p>本船は、姥島の東方沖を約3knの速力で東南東進中、平成25年1月20日11時50分ごろ、何の前触れもなく「ボン」という音と共に船底に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、センターボードが暗岩に接触したものと思い、主機を止めて後部デッキ付近にいた同乗者の安全及び船体に損傷のないことを確かめ、帆を畳んで主機を始動し、操舵を交替して藤沢市湘南港へ向け、機走を開始した。</p> <p>船長は、落ち着いたところで操舵を同乗者Bに代わり、キャビン内の状況を確認したところ、キャビン内にいた同乗者Cが右舷船尾の乗員室から出る際、衝撃で敷居につまずいて船首方へ転倒し、前方にあったチャートテーブルに顔面が当たり、口元から出血していたので、11時55分ごろ携帯電話で119番に通報を行い、救急車を手配した。</p> <p>本船は、船長が同乗者Cの応急手当を施した後、速力を上げて湘南港へ向かい、12時30分ごろ湘南港の定係バースに戻り、同乗者Cは待機していた救急車で病院に搬送された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮高 約1.14m（湘南港）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、個人の同好者の集まりであるヨットクラブにより、運航及び管理され、運航時、船長には、月当番の会員の中から小型船舶操縦士免許証を受有している者になっていた。</p> <p>本船は、船底中央部に深さ約1.8mのセンターボードが取り付けられたクルーザー型ヨットであり、船首にある倉庫の後方から船体中央部までがキャビン、キャビンの右舷船尾側にチャートテーブル、その船尾方に乗員室等、キャビン中央の船尾方に機関室、機関室の左舷側にギャレスペース等、後部デッキの船首側の中央付近にキャビンへ下りる階段及び両舷側に長椅子、中央船尾側に舵輪がそれぞれ配置されていた。</p> <p>本船は、本事故当時、チャートテーブル付近に備えられたGPSプロッターを使用していたが、操舵場所からは見えず、また、表示されていた同プロッター画面には江ノ島～姥島～茅ヶ崎港付近が表示されていたが、姥島東方のサク根の表示はなかった。</p> <p>船長は、サク根があることを知っていた。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターの航跡から、姥島の東方約500mにあるサク根北方の暗岩にセンターボードが接触したものと思った。</p> <p>本事故当時に操舵に当たっていた同乗者Aは、過去にヨットを所有し、ヨットの操舵経験があった。</p>

	<p>同乗者Cは、病院において、下口唇貫通創並びに歯牙欠損及び脱臼で全治約3ヶ月と診断された。</p> <p>本船は、本事故後の点検でセンターボード先端部に擦過傷が認められた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、機帆走で姥島の東方沖を東南東進中、船長が、隣にいた同乗者Aを操舵に当たらせ、その隣におり、同乗者Aに江ノ島灯台方向へ向けるように指示していたので、本船が東方へ向けて航走していると思っていたことから、サク根に接近していることに気付かず、サク根北方の暗岩にセンターボードが乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、機帆走で姥島の東方沖を東南東進中、船長が、隣にいた同乗者Aを操舵に当たらせ、同乗者Aに江ノ島灯台方向へ向けるように指示していたので、本船が東方へ向けて航走していると思っていたため、サク根に接近していることに気付かず、サク根北方の暗岩にセンターボードが乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本船に装備のGPSプロッター製造業者は、危険な暗岩等について、可能な限り、地図情報に表示する作業を行っている。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨットの共同所有の場合には、船長の指名の明確化を行い、運航、船体、同乗者の安全を守ることに等に関し、船長としての自覚が望まれる。